主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人大塚春富上告趣意第一点について。

被告人が原判示のごとく第一審の相被告人A、同Bと強盗を共謀の上、各自顔に 鍋墨を塗りつけ、Bは空気銃を、被告人並びにAはそれぞれ鳶口の柄で作つた長さ 三、四尺位の棍棒を携え被害者方に到り、各自兇品を突付けて「騒ぐとぶつ放すぞ、 声を立てると命がないぞ」等と言つて脅迫し、被害者両名を屋外に連れ出し荒縄で 後手に縛り上げ猿轡をはめ、更に倉庫内の柱に縛りつけ衣類雑品計四六九点を強取 した事実は、その挙示の証拠によつて肯認し得るところである。されば強盗の意思 はなかつたのであるとの所論は、事実誤認の主張であつて採ることはできない。そ して、被告人は原審公判廷で「Aが一か八か行こうといゝ出したので、私はとめま したが、きいて呉れず行かなければ殺すぞと脅かしますので仕方なくついて行つた のである。」との供述をしたことは、その公判調書によつて明らかではあるが、前 記判示事実に照し右供述を以て被告人の判示行為が所論のように自己の生命、身体 に対する現在の危難を避くるため已むことを得ざるに出てた行為であるとの緊急避 難行為の主張をしたものとは解し得られない。従つて原審がこれに対し判断を示さ なかつたからといつて違法であるということはできない。また、仮りに被告人がA から右被告人の供述するがごとき脅迫を受けたとしても、それが被告人の生命、身 体に対する現在の危難であるともいえないし、また鍋墨を顔に塗りつけ、棍棒を携 えその他原判示のごとき被告人の強盗行為がAの脅迫行為を避くるため止むことを 得ない行為又はその程度を超えた行為ともいうことができない。されば原審がそれ らの点につき審理をせず又は刑法三七条一項本文若しくは但書を適用しなかつたか らといつて毫も違法であるといえない。それ故所論は採ることができない。

同第二点について。

しかし、所論は結局刑の量定を不当とするものに過ぎないから、法律審の適法な 上訴理由として採ることはできない。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員の一致した意見である。

検察官 長部謹吾関与

昭和二四年一〇月一三日

最高裁判所第一小法廷

裁判	長裁判官	斎	滕	悠		輔
	裁判官	沢	田	竹	治	郎
	裁判官	真	野			毅
	裁判官	岩	松	Ξ		郎